

# 相続税の改正について

## 1 特定事業用資産の相続税の課税価格の特例の拡充

**Q** 特定事業用資産の相続税の課税価格の特例に関する改正の内容について教えてください。

### **A** 特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例（措法69の5）

#### (1) 改正の内容

今回の改正では、特定事業用資産（自社株）の課税価格の計算の特例について、相続税の課税価格を10%減額する措置の対象となる特定同族会社株式等の上限価額を、改正前の3億円から10億円に引き上げるとする改正が行われました（措法69の5）。

#### (2) 改正の留意点

上限が10億円に引き上げられたことにより、相続税課税価格の軽減額が最大3,000万円から1億円となります。

例えば、小規模宅地特例と自社株評価減の特例のどちらかを選択する場合、従来は土地の相続税評価額が3,750万円以上であれば小規模宅地特例の軽減額が3,000万円以上となり（特定事業用宅地80%減の場合）、自社株特例の方を適用するメリットはありませんでした。しかし、今回の改正で小規模宅地特例が有利になるのは土地の評価額が1億2,500万円以上の場合となるため、自社株評価減特例の適用を検討すべきケースも出てくることとなります。

両制度選択の判断基準が大きく変わっている点には注意を要するところです。自社株評価減の特例と小規模宅地特例を併用することも可能なので、資産の内容や評価額によっては、最も有利な選択となるよう十分な検討が必要とされるケースも出てきます。

#### (3) 適用時期

上記の改正は、平成16年1月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されます（附則54）。

## 2 納税猶予を受けている農地の特定転用制度の適用期限の延長

**Q** 農地等についての相続税の納税猶予の特例の改正に伴う賃貸住宅用地等への転用に係る経過措置につき改正があったようですが、どのような内容ですか。

### **A** (1) 改正の内容

賃貸住宅用地等に転用する場合の経過措置について、適用対象者を平成3年1月1日から同年12月31日（改正前：昭和63年1月1日から平成2年12月31日）までの間に相続をした者とした上、適用期限が3年延長されます。

#### (2) 適用期限

平成19年3月31日まで3年延長されます（附則61）。



# 国税通則法の改正について

## 更正の期間制限の見直し

脱税の防止

編者

**Q** 更正の期間制限の見直しについて教えてください。

**A** 法人税に係る更正の期間制限について、欠損金の繰越期間延長に伴い、次のとおり見直しが行われました。

相対税率の適用の特例（措法69の5）

(1) 欠損金額に係る更正の期間制限（改正前5年）が7年に延長。

(2) 脱税以外の場合の過少申告に係る更正の期間制限（改正前3年）が5年に延長。

上記の改正のうち、(1)の改正は平成13年4月1日以後に開始した事業年度において生じた欠損金額について適用（改正所法等法附則17）し、(2)の改正は平成16年4月1日以後に法定申告期限等が到来する法人税について適用されます。

（今回の改正では、国税通則法に定められた更正の期間制限の規定中、法人税に係る部分についてのみ見直しが行われるもので、他の国税に係る更正の期間制限には影響がありません。

また、法人税法には、仮装経理に基づく過大申告の場合に伴う法人税額の控除（法法70）がありますが、この規定に関しても従前どおりの取扱いになります。

300万円以上となり（特定事業用宅地80%減の場合）、自任株特例の方を適用す

「**国税の更正の期間制限**」。しかし、今回の上記の改正により、一般的な更正の処分は、その国税の法定申告期限から5年を経過する日までの間においてすることができます（通則法70）

①。制度選択の判断基準が大きく変わっている

また、次のような更正については、法定申告期限から7年を経過する日まで可能になります（通則法70②）。

- ① 納付すべき税額を減少させる更正
- ② 純損失等の金額で当該課税期間において生じたもの若しくは還付金の額を増加させる更正
- ③ 更正又はこれらの金額があるものとする更正

④ 更正は、平成16年1月1日以後に開始した事業年度

⑤ 純損失等の金額で当該課税期間において生じたものを減少させる更正

⑥ ①から③に掲げるものを除き、法定申告期限から3年を経過した日以後に期限後申告書の提出があった国税についての更正

⑦ 制度の適用期限の延長

⑧ 更正期間の延長

⑨ 更正期間の延長

⑩ 更正期間の延長

⑪ 更正期間の延長

⑫ 更正期間の延長

⑬ 更正期間の延長

⑭ 更正期間の延長

⑮ 更正期間の延長

⑯ 更正期間の延長

⑰ 更正期間の延長

⑱ 更正期間の延長

⑲ (1) 改正の内容

⑳ 賃貸住宅用地等に転用する場合の経過措置について、適用対象者を平成3年3月1日以前に開始した事業年度の全期間昭和40年12月31日以前に開始した事業年度の全期間と平成3年3月1日以後に開始した事業年度の全期間とに区分して適用する。

㉑ (1) 改正の内容

㉒ (1) 改正の内容

㉓ (1) 改正の内容

㉔ (1) 改正の内容

㉕ (1) 改正の内容

㉖ (1) 改正の内容

㉗ (1) 改正の内容

㉘ (1) 改正の内容

㉙ (1) 改正の内容

㉚ (1) 改正の内容

㉛ (1) 改正の内容